

Point

J R 東海労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 25 2010. 01. 16.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

ボーナスカットの苦情処理会議が開催される

到底ボーナスカットの理由になるとは思えない理由ばかり

1月8日、東海労新幹線関西地本と関西支社間で、昨年の年末手当を不当カットされた組合員(大阪仕業検査車両所分会・大阪第一運輸所分会・大阪第二運輸所分会で13名)の苦情処理会議が行われました。

昨年の年末手当では大阪修繕車両所分会でカットされた組合員はいませんでしたが、大阪仕業検査車両所分会の組合員(分会執行委員)1名が年末手当を不当カットされたのです。勿論、本人に全く心当たりがなく即刻苦情処理会議に不服申告しました。

以前から東海労組合員を狙い撃ちにした不当なボーナスカットが続いており、その度に行われてきた苦情処理会議で、会社はカットした理由をカット対象者ひとりにつき3件ずつあげてきました。今回も同様でひとりにつき3件ずつの理由を明らかにしてきました。

しかし、会社の明らかにしたボーナスカットの理由というものは、どれもが重箱の隅をつづいた到底ボーナスカットの理由になるとは思えないものばかりだったそうです。

仮に、何らかのミス等で本線営業電車を遅らせたとか、電車や設備に損害を与えたとかいう場合にはボーナスカットもやむを得ないケースもあるかも知れませんが、今回のボーナスカットではそのようなケースはありません。

改めて意図的に組合差別したボーナスカットに断固抗議する！

今回、大阪仕業検査車両所分会組合員の年末手当カットしたケースでは、仕業・申告作業の標準化作業において一部失念していたりしたということを理由にして3件あげただけだったそうです。確かに、会社・管理者の言う「決められたルール(標準化)」ということは大事なことかも知れませんが、私たちは人間であり機械ではないのです、だから誰もが作業を一部失念したりするミスをする可能性があるのではないかでしょうか。

また、会社の言うボーナスカットの理由は、どう見ても管理者の恣意(私意)的なものと言え、管理者の裁量でどうにでもなる事柄ばかりです。仮に作業者が標準化作業等で一部失念するようなことがあっても、その時に管理者が注意して以後気をつけるようにと言うだけ十分な事柄ではないでしょうか。

ところが現実は、管理者が小姑(こじゅうと)のように現場で汗して働く社員のあら探しに終始しているのです。みなさんこのような管理者をどう思いますか。

以上のように、会社が行う些細なことを理由にしたボーナスカットは、明らかに東海労組合員を狙い撃ちにした組合差別・不当労働行為を意図的に行っていると言えます。

これらのボーナスカットが不当なことは、管理者が理不尽にもボーナスカットをしておいて本人が理由を聞いても一切言えず、苦情処理会議に不服申告して始めて理由ならざる理由をつけてくることに表れています。

私たち東海労大阪修繕車両所分会は、不当なボーナスカットに断固抗議します！！そして、仲間と連帯して闘っていきます。

話は少し変わりますが、現在鳥飼基地で異常な数の監視カメラが増設されていますが、早晚この監視カメラによってボーナスカットの理由が作られるようになるかも知れません。

みなさん！ご注意あれ！！